労務ネットニュース(令和3年4月発行)

Labor-management.net News

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決!



Vol.159

弁護士 向井 蘭 杜若経営法律事務所

★シフト制従業員に休業手当を支払うべきか?

1 シフト制従業員の所定労働日数

労働法には、昔から存在しているが 裁判例や通達の無い論点というものが ありまして、そのうちの一つが「シフト 制従業員の所定労働日数をどう考える か」という問題です。

正社員を含むフルタイム勤務であれば、所定労働日数は決まっており、休業日の確定も容易になります。一方、シフト制従業員の場合は、毎月、シフトにより所定労働日数が異なり、一定の日数が必ずしも決まっていません。場合によっては、シフト制従業員の都合で突然シフトに入らずしばらく働かない場合もあります。雇用契約書にも就業規則にも所定労働日はシフトによる」との記載があるのみです。

この様にシフト制従業員の所定労働 日数及び休業日数をどのように確定す るかが昔から問題になっており、この 点について、厚生労働省の通達も裁判 例もありませんでした。

特に、コロナ禍において、突然顧客数が減少し休業をすることになったため、シフト制従業員の休業日数が増え、多くの企業が「シフト制従業員はシフト により所定労働日が決まるので、コ労働日はゼロであり、そのため休業日数は 無く休業手当を支払いません」と判断し日本中でトラブルが起き問題になり、ました。その中でシフト制従業員の休業日数について判断した裁判例が出ま した。

2 H事件(横浜地裁令和2年3月26 日判決)

(1) 事案

Y 社は指定居宅サービス事業を営ん でおり、Xはデイサービス事業の利用者 の送迎業務を担当していました。XとY 社は期間雇用契約を締結したが、「出勤 日 | 欄に「毎週(月 火 水 木 金 土 日のうち週5日程度)」、「業務の状 況に応じて週の出勤日を決める。必要 がある場合には、勤務日の変更するこ とがある」などの記載がありました(但 し日曜日は非営業日)。Y 社は、平成3 0年10月以降に、雇用期間を同年4 月1日から平成31年3月31日まで とし、「出勤日」欄に「毎週(月 火 水 木 金 のうち週1日以上とする)な お、出勤日の決め方は事前のシフトに よってきめる。」、「業務の状況に応じて 週の出勤日を決める。必要がある場合 には、勤務日の変更することがある。」 と記載した雇用契約書及び労働条件通 知書を作成し、平成31年1月30日、 Xに対し、これを内容証明郵便物として 発送しました。

(2) 判決内容

・平成26年10月20日付け雇用契約書及び労働条件通知書における出勤日の記載は「週5日程度」というもので、文面上は本件施設が営業していない日曜日も出勤日の候補に含むもので

abor-management.net New Vol.159

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決!

ある上、「業務の状況に応じて週の出勤 日を決める。」との記載も伴うものであ るから、これをもって直ちに、本件雇用 契約における週の所定労働日数が5日 であったと認定することはできない。

・他方で、「出勤日」を「週1日以上」 と記載した雇用契約書及び労働条件通 知書(甲5、6)も、Y社が労働基準監 督署から指導を受けたことを契機とす るものであったにせよ、Y社が同契約書 記載の雇用期間の始期から約10か月 後に一方的に送付したものにすぎない ことも踏まえると、当事者双方の意思 を反映した書面であるとは認め難い。

・そうすると、本件雇用契約における 所定労働日数に係る合意は、上記各契 約書の記載のみにとらわれることなく、 本件請求期間より前の X の勤務実態等 の事情も踏まえて、契約当事者の意思 を合理的に解釈して認定するのが相当 である。

·Y 社が平成29年以前のXの勤務実 態について立証しないことを踏まえる と、Xは、本件請求期間より前である平 成29年以前は、おおむね週4日勤務 していたものと推認されるから、本件 雇用契約における所定労働日数に係る 合意は、契約当事者の意思を合理的に 解釈すれば、週4日であったと認める のが相当である。

(3)シフト制従業員の休業日数は契 約当事者の意思の合理的解釈により決 まる

今回の判決は、雇用契約書や就業規 則から所定労働日数が明らかでは無い 場合は、勤務実態等を踏まえて契約当 事者の意思を合理的に解釈するという

ものです。

この合理的に解釈するという表現が 難しいのですが、法律の世界ではよく 使われる言葉です。要するに、合理的解 釈とは、契約書がない場合や契約書は あるが内容が不明確であったり、2つ の意味で解釈できるというような場合 に、証拠や様々な状況から、「当事者は こういう意図で合意していたのだろう」 と推測して認定をすることを指します。 民法や契約分野の世界ではよく使う手 法なのですが、労働法の世界では珍し い手法です。今後は、シフト制従業員の 休業日数は、形式よりも過去の実態で 決めましょうということになると思い ます。

3 今後の実務上の留意点

今後、大阪、兵庫、東京で三度目の緊 急事態宣言がなされるようです(執筆 時令和3年4月21日時点)。シフト制 従業員の休業日数がまたクローズアッ プされる可能性があります。おそらく 厚生労働省も遅かれ早かれこの判決に 近い通達を出すのでは無いかと思われ ます。無理な解釈は労務トラブルを引 き起こす可能性がありますので、過去 の実態に照らして休業日数を確定し、 休業手当を支払っていただければと思 います(学生アルバイトなども雇用調 整助成金の対象となります)。

お気軽にご相談下さい

 $(10:00\sim17:00)$

杜若経営法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982